食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書

政府は、2024年の通常国会で、食料・農業・農村基本法を見直し、新たな基本 法を制定することを目指している。

日本のカロリー食料自給率38%は先進国の中でも最低であり、穀物自給率28%は世界185か国中129位である。旧農業基本法以来、自給率は一貫して右肩下がりに低下し続け、現行の食料・農業・農村基本法制定後、5次にわたる基本計画で食料自給率を引き上げるとしてきたが、目標を達成したことは一度もない。現行基本法は、基本計画で自給率向上目標を設定したものの、単なる閣議決定にしたため、法的拘束力がなく目標は骨抜きにされたためである。

さらに、政府の新基本法の検討では、食料自給率を単なる一指標とし、これまでの 位置づけを格下げして、食料自給率向上に対する政府の責任を放棄しようとしている。

今、世界的な食料危機が進行し、食べたくても食べられない人々が増えている中、 食料自給率向上を放棄して国民を飢餓に追い込むのではなく、新基本法では、食料自 給率目標を定める基本計画を国会承認制とし、計画の達成度の検証結果と必要な政策 の見直しを国会に報告させるなど、食料自給率の向上を政府の法的義務とする必要が ある。

よって、以下の事項を強く要請する。

1 新基本法制定にあたっては、食料自給率目標を定める基本計画を国会承認制とし、 自給率向上を政府の法的義務とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月15日

内閣総理大臣 岸田文雄様

経済産業大臣 齋藤 健様

農林水産大臣 坂本哲志様